

## 実質化された人・農地プラン

| 市町村名  | 対象地区名（地区内集落名） | 作成年月日    | 直近の更新年月日 |
|-------|---------------|----------|----------|
| 会津若松市 | 河東地区（大和田）     | 令和5年3月2日 |          |

## 1 対象地区の現状

|   |           |
|---|-----------|
| ①地区内の耕地面積                                 | 73.61 h a |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計      | 59.40 h a |
| ③地区内における10年後までにリタイア・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計  | 3.72 h a  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                     | 3.72 h a  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計                | —         |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計<br>(備考) | 8.00 h a  |

## 2 対象地区の課題

|  |
|--|
| <p><b>■人</b></p> <p>○集落内の認定農業者は3名いるが、集落内農業者の高齢化が進んでいるため、農地利用の調整が必要となってくる。</p> <p>○アンケートにおいては後継者がいるとの回答が多く寄せられたものの、後継者が農業を主たる生業として生計を立てていくのかまでは未定である。</p> <p>○現状、リタイア・規模縮小を希望する農業者の農地について、中心経営体への集積・集約化を進めているため、今後も継続して話し合う必要がある。</p> <p><b>■農地</b></p> <p>○集落周辺の畑地については、区画が狭小であり、高齢化や労働力不足で農地の遊休化が進んでいる。</p> |
|--|

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

|  |
|--|
| <p><b>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</b></p> <p>○リタイア・規模縮小の意向がある農地については、中心経営体となる集落の担い手に集積していく。</p> <p>○現在、農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定が貸借の中心となっているが、今後は貸し手と借り手の実状に合わせて農地中間管理機構も併用して集積・集約化を進めていく。</p> <p>○兼業農家については、集落における担い手として耕作を継続してもらい、将来リタイア・規模縮小を検討する場合は、プランに位置付けられている中心経営体への集積・集約化を進めていく。</p> |
|--|

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 農地の集積について

○リタイアや規模縮小により農地の貸借が必要となった場合は、原則として農地中間管理機構を活用し、プランの中心経営体に集積していくこととするが、貸し手と借り手の実状に応じて農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定も併用しながら集積・集約化を図っていく。

② 新たな担い手の確保

○10年後には集落における中心経営体も高齢化することから、後継者を含めた新たな担い手の育成が必要となる。  
○畑地を活用した新規就農者の誘致なども検討していく。

③ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

○農地の多面的な機能を維持していくため、多面的機能支払制度に継続して取り組む。  
○集落内農地の全面積を担い手だけで維持管理していくことは困難であることから、今後も地域内全員が参加し、集落全体で農地の保全を行う組織を継続していく。

④ 荒廃農地発生防止について

○中心経営体が核となり、集落の高齢者や非農家の方などに協力をいただき、露地野菜の作付け・収穫・販売を行う環境づくりなどを検討することで、荒廃農地発生防止につなげる。